木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用又は屋内スケート場用のもの	一七
病院用のもの	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一七
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	九
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一一
その他のもの	一五
木造モルタル造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用又は屋内スケート場用のもの	一五
病院用のもの	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一五
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
その他のもの	一四
簡易建物	
木製主要柱が一〇センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
掘立造のもの及び仮設のもの	七

別表一の項機械及び装置欄を次のように改める。

機械及び装置	
食料品製造業用設備	一〇
繊維工業用設備	
その他の設備	七
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
家具又は装備品製造業用設備	一一
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二
化学工業用設備	
その他の設備	八
石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
プラスチック製品製造業用設備	八
ゴム製品製造業用設備	九
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
窯業又は土石製品製造業用設備	九
鉄鋼業用設備	
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	五
その他の設備	一四
金属製品製造業用設備	
その他の設備	一〇